

広島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和六年二月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和六年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三和大和線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三和町上老字高丸一〇八七二番三地从先から 三次市三和町上老字高丸一〇八七二番三地从先まで	新	旧	五・四〇〇〇 ・一〇	二五・〇〇	幅
	一・五〇〇〇 五・四〇〇〇	五・四〇〇〇 ・一〇	二五・〇〇	二五・〇〇	
三次市三和町上老字高丸一〇八八二番三地从先から 三次市三和町上老字高丸一〇八八二番三地从先まで	新	旧	五・四〇〇〇 ・八〇	二三・〇〇	幅
	五・四〇〇〇 ・八〇	五・四〇〇〇 ・〇〇	二三・〇〇	二三・〇〇	
三次市三和町上老字高丸一〇八八二番三地从先から 三次市三和町上老字高丸一〇八九二番三地从先まで	新	旧	五・四〇〇〇 ・〇〇	四〇・二〇	幅
	五・四〇〇〇 ・〇〇	五・四〇〇〇 ・〇〇	四〇・二〇	四〇・二〇	